

# 令和6年度第3回我孫子市地域公共交通会議

## 書面開催結果報告書

令和6年度第3回我孫子市地域公共交通会議（書面開催）につきましては、委員22名（会長を除く）中、9名の皆様からご意見をいただきました。

いただいたご意見の結果については、以下のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

なお、書面開催実施通知（令和6年10月10日付、我交協第13号）にてお知らせしたとおり、意見書未提出の方については、協議事項「承認」扱いといたしました。

### 【協議事項 結果報告】

協議事項については、以下のとおりの結果となりましたので、「我孫子市地域公共交通会議設置要綱」第5条第4項に基づき、委員の過半数の承認を得られたため、11月から行うパブリックコメントを実施いたします。

あびバスの運賃体系の見直しは、パブリックコメントを行った後に、運賃協議会（分科会）を開催し、その中でパブリックコメントの意見を踏まえ、検討いたします。

なお、意見の掲載は不承認のみではなく承認とした意見についても記載しています。

### ○協議事項 「あびバス運賃体系」の見直しについて（パブリックコメントの意見聴取）

#### （1）あびバス運賃の改定について

協議事項については、委員22名中、承認21名となり、承認多数となりました。

#### （2）回数券の廃止について

協議事項については、委員22名中、承認22名となり、承認全員となりました。

#### （3）障害者介助人の半額適用について

協議事項については、委員22名中、承認21名となり、承認多数となりました。

なお、ご意見及び事務局回答は別紙をご参照ください。

## 「あびバス」の運賃体系見直しについて

(1) あびバスの運賃改定について		
	委員 意見	地域公共交通会議事務局 回答
1	運賃改定のパブリックコメントの方法を公共交通会議委員への通知を要望します。	書面開催結果報告書送付時に同封し、通知します。
2	利用者への説明は必要ですが、改定には賛成です。	利用者へはご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけます。
3	運賃値上げ後の利用者数の検証が必要	今後の検証はより重要と考えています。
4	運賃改定の収支率が改善されなかった場合の対応、評価期間又は検討の事務取扱をパブリックコメントで示すべきと思慮する。	令和6年度中に策定する我孫子市地域公共交通計画内に運賃改定に関する項目を定めることで準備しています。今後交通計画の案が出来次第協議会で協議しきたいと考えます。
5	運行を継続することは大切であり行政からの負担は少なくすべきである。受益を受ける利用者は今後も必要に応じ負担すべきと考えます。	今回は資料3Pのあびバス運賃大人200円・小人100円の算出根拠の後に別紙のとおり追加記載をしました。
6	各種物価の高騰などもあり、利用者側に応分の負担を求めることは、コミュニティバスを維持するうえで必要なことだと思います。	
7	阪東バスの一般路線初乗り運賃が170円であり統一してゆくの自然と捉えます。これからも燃料油脂費や諸物価のさらなる上昇が予想されます。再度の一般路線運賃引上げは不可避ですしその足枷になりかねません。この産業はもともと運賃の値上げに消極的で上昇するコストのしわ寄せは従業員の賃金というわかりやすい構図であって、それらを理由に離職者も続出です。運転手がいなければ運行はできませんので不本意ながら仕方のないことだと思います。蛇足ですが一般論としてコミュニティバスが行政サービスの一環というのなら運行に携わる人員は役所職員様と同等の賃金が必要だ、との声もあるようです。	

8	再度の運賃改定が必須と思います。ついでにはあびバスの認知度向上を図って利用者増を目指して頂きたい。例えば広報あびこへの適時掲載（2か月間隔とか、時刻表も同時掲載）等の情報宣伝活動が必要と思います。我孫子市のHPを見ればわかるが、後期高齢者には難しい。	あびバスの周知については、市内各行政サービスセンターの窓口へ運行経路及び時刻表を記載したチラシを配置しています。また、広報への掲載回数には課内で検討しますが、少なくともバスの日の9月20日に合わせた掲載を行っていますので、その時にはあびバスの周知もあわせて掲載していきたいと考えます。
9	あびバスルートは民間路線バスと競合するルートはほとんどないことから民業圧迫とは考えられない。	一般的にコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完するものであることから、運賃についても路線バスとの整合性を図る必要があると考えます。

(2) 回数券の廃止について		
	委員 意見	地域公共交通会議事務局 回答
1	使い残しの回数券の取り扱い（改定後の使用可又は払い戻し）についての十分な周知をお願いしたい。	運賃協議会（分科会）で決定後、あびバス車内への掲示及び市のHP、広報等で周知を行います。今回は資料3Pの回数券作成費実績の後に別紙のとおり追加記載をしました。
2	あびバス運賃の時点で市が財政負担をしており、当初より実施していた回数券によるあびバスの利用促進等については、すでに役割を終えたものと思います。	あびバスの運賃は、すでに半額以上を市が負担をしていることから、これ以上の市の費用負担は厳しいと考えます。
3	(1)と同様の考えから廃止すべきと考えます。	
4	作成コスト含めると不要の一択であります。時代遅れ感がありICカードやタッチ決済が一般化した現代社会にマッチしないし、実は高額な運賃箱の故障にもつながりかねないようです。利用者層が年配者の方々が手ぶらで出かけることはあまりないであろうとはいえ、携帯性の悪い冊子を持ち運ばせるのはかわいそうであります	
5	回数券廃止後の利用者数検証も合わせて必要	利用者数の検証については、今後も注視しながら検証していきます。

(3) 障害者介助人の半額適用について		
	委員 意見	地域公共交通会議事務局 回答
1	障害をお持ちの方の外出を応援するという趣旨には賛同いたしますが、障害者の程度や年齢によらず、すべての障害者の介助者を割引するのは行き過ぎの感がありますが、一方で現場の運転手が乗車される方の属性をその場で判断するのは現実的でないことも理解できますので「承認」といたします。	・ご意見の部分を踏まえ、介助人であることの確認ができないため、本市では認めていませんでしたが、近隣市を調査したところ「運転手一人での業務となることから本人申告を信用とする。そのかわり一人のみ適用とする」事例が多く、市内民間事業者も適用していることから、市民要望も加味しあびバスも適用したほうがよいと考えました。
2	近隣市の状況を見るに必要なこととは思いますが、介助人が一切介助をしない例も散見され、近所の方へ自身と一緒に利用すれば半額になると声をかけるような方もいるようです。適正な利用について周知が必要であると思われれます。	・障害者支援課に確認したところ、すべてにおいて介助が必要となる方とリハビリを兼ねて何かあったときに介助をお願いする「付き添い介助」もあるとのことです。不正な使用は認めないことは原則であり、車内掲示をし周知もしますが、運転手一人での確認業務となることから認めざるを得ないと考えます。
3	当然趣旨は理解できますが、当事者の立場（加えて会社利益から賃金を貰う立場＝我々）に立てば容認しづらいのが本音です。しかし、労働者側の取り組みとして「障害者割引や学生通学定期の割引」の企業負担分を省庁が補助する様な制度づくりも耳にします。いずれにせよ押し付けられた様な「割引運賃」の企業負担は大きいはずです。	正規運賃から割引を受けている事例は全国でも各事業者や自治体の判断により、取り扱っているものと考えています。資料のとおり障害者及び介助人の利用実績は少数ではあるものの、その負担は市が行うことになることからパブリックコメントを実施し市民の意見を聴取したいと考えます。
4	障害者の移動を考えれば介助者1名の半額は認めるべきと思う。	どの考え方も一理ありますので、今後の取り扱いを協議したいと考えます。
5	書面開催ではなく、対面形式が望ましい。他の会議に比べて書面開催が多すぎる。	書面開催は規約で認められておりますが、事案によっては対面形式で実施したいと考えます。